

第4章 使用者の利益を代表する者の範囲の認定及び告示

平成23年において、特定独立行政法人等の労働関係に関する法律第4条第2項の規定に基づき労働組合法第2条第1号に規定する者の範囲を認定し、告示した件数は、合計で2件である。

1. 改正概要

(1) 独立行政法人国立印刷局

既に告示されている本局の「研修幹事」を「副センター長」に改めるため、5月23日、告示した。

(2) 独立行政法人製品評価技術基盤機構

製品評価技術基盤機構の「本部長」及び「部門長」を告示から削除し、既に告示されている「センター長」を「特許微生物寄託センター長」に改めるため、6月27日、告示した。

2. 告示

○中央労働委員会告示第2号

特定独立行政法人等の労働関係に関する法律（昭和23年法律第257号）第4条第2項の規定に基づき、平成15年中央労働委員会告示第1号の一部を次のように改正する。

平成23年5月23日

中央労働委員会会長 菅野 和夫

第一号の表の独立行政法人国立印刷局の項の本局の項中「研修幹事」を「副センター長」に改める。

○中央労働委員会告示第3号

特定独立行政法人等の労働関係に関する法律（昭和23年法律第257号）第4条第2項の規定に基づき、平成15年中央労働委員会告示第1号の一部を次のように改正する。

平成23年6月27日

中央労働委員会会長 菅野 和夫

第一号の表の独立行政法人製品評価技術基盤機構の項の製品評価技術基盤機構の項中「本部長」及び「部門長」を削り、「センター長」を「特許微生物寄託センター長」に改める。